

会議録

1 会議名	令和7年度第2回長崎市入札監視委員会
2 日時	令和7年11月17日(月曜日) 10時00分～
3 場所	市庁舎17階 中会議室
4 議題	(1) 抽出事案について (2) 指名停止について
5 審議結果	<p>1 抽出案件について</p> <p>(3)-1 深堀中学校屋内運動場大規模改造外壁工事 (3)-2 市道上戸石町船石町線自然災害防止工事</p> <p>【委員】</p> <p>ほぼ落札者以外は最低制限価格未満となっている。 結果的に受注意欲は高くなさそうな高い金額で応札した業者が落札している。</p> <p>【事務局】</p> <p>本案件に関して、まず、高い金額での応札についてですが、受注者が設計図書や現場の内容を精査した結果、この金額が工事費として妥当だと判断したことや、下請け業者からの見積等を基に積算した結果、工事費の圧縮が難しかったなどという理由があります。次に、このような落札結果が出てしまう現制度について、予定価格は工事の標準価格であるためこの額で落札すること自体に問題はないと考えています。ただし、同様の落札事案が散見されるため、委員会の提言を受けて「最低制限価格率のあり方」を検討しているところです。詳細については、案件終了後に別冊資料で説明予定です。</p> <p>(4)道路舗装復旧工事(単価契約) (5)取付管布設工事(単価契約)</p> <p>【委員】</p> <p>(欠席のため、事務局が質問趣旨の説明) 工事内容が舗装復旧以外わからないので、詳しく聞きたい。 また、このような舗装復旧工事は単価契約となるのが通常なのか、さらに次の事案(5)取付管布設工事(単価契約)と関連した工事であるのか</p> <p>【事務局】</p> <p>この案件が単価契約となっているのは、汚水本管から分岐する取付管の布設工事を短期間で効率よく行う必要があるためです。通常の管布設工事とは違い、この工事は市内全域を対象に随時施工依頼があるため、単価契約として発注されています。(</p> <p>【事務局】</p> <p>補足として、発注時に数量、具体的場所や施工時期が確定しないものがこの単価契約の対象となります。</p> <p>本工事では、どこかで住戸等の新築工事があり、それに伴い取付管の付設が必要になり施工する</p>

もので、発注段階ではその数量や場所が確定していません。

そのため、基本的な施工方法とその作業費用を事前に取り決め、必要が生じたときに迅速に工事を行えるという契約形態を採用しています。これに対し、通常の工事は図面や数量といった設計が明確になっており、工事の総額で契約を行っています。

【委員】

工事の内容がわからない人でも、この工事は単価契約だとか、わかりやすいリストなどは作れないのか。

ケースワークのための契約とか、予想がつかない場合の契約といった特殊な契約形態のためのマニュアルのようなものがあれば、こういう質問も結構減ると思う。

【事務局】

マニュアル等はありませんが、基本的に、発注時に数量等が確定しないものが、この単価契約の対象になります。他にこの方式で発注するものとしては道路舗装や道路白線塗装工事など道路や白線の摩耗への対応を行うもので、発注時には修復する場所や数量かは不明ですが、発生したらすぐに対応しなければならぬものについて、これまでの実績等をもとに概算の数量を見込み発注しています。このような性質のものをご理解いただければと思います。

(6)-1 小ヶ倉 2 丁目(4)地区ほか 1 地区急傾斜地崩壊対策工事

(6)-2 東上蛸道地区急傾斜地崩壊対策工事

【委員】

この急傾斜地崩壊対策工事が、辞退者が多い。これ去年もあったが何で辞退者が多いのか。その理由の主なところを、教えてほしい。

【事務局】

入札参加を希望されている事業者に、聞き取りをしたところ、下請業者が見つからなかったこと。他に現地を確認した際に、施工場所の上部や下部に、家屋があるといった条件が厳しいというような理由や、工事車両が、現場まで進入できないといった厳しい現場の条件が確認されたことで、入札参加を辞退したとの意見を聞いています。

【委員】

そうであれば、工事の施工内容が難しいのではなく外的な要因が大きいので辞退者が多いということか。

【事務局】

その通りです。

【委員】

予算の関係もあると思うが、例えば、もう少し工事の規模が大きくして発注すれば入札参加者が多くなるのか。

【事務局】

この工事は県の補助金を利用して行われており、急傾斜地崩壊対策事業には 1 件当たり 2,000 万円程度の施工要件が求められています。しかし、最終年度やその前の年にまとめて施工する場合など、県と協議し 2,000 万円を超える工事を行うこともあり得ます。

【委員】

入札辞退は書面でもらうのか。辞退するにあたって理由は求めないのか

【事務局】

現在はオンライン上で辞退することになっています。システム上の制約もあり辞退理由の記載は求めておりません。

【委員】

では、辞退の理由は聞き取りということになるのか。

【事務局】

そのような状況です

【委員】

入札参加希望者の申込期限から、実際の入札日までどれくらいの日数があるのか。

【事務局】

一般的なものでは、入札公告の 1 週間後が入札の参加申込期限です。それから約 10 日後が入札の期限です。

【委員】

辞退が多い状況を見ると、現場確認をせずに入札参加申請をしている業者多いのではないかと感じる。そのため、入札参加申請の締切りを調整することで、業者がしっかりと検討した上で入札の判断をする機会を増やせるのではないかと思う。

【事務局】

1 週間で入札参加の申請締切りを設けている理由として、参加者が入札の条件に合っているか否かの審査も同時期に行っています。

もし、資格のない業者が、最後の入札の期限まで入札の準備や見積もりをしてしまうと、その業者に負担をかけさせてしまうので、現在の入札の参加申請の締切りを設けさせていただいています。

(7)長崎市民総合プール深井戸ポンプ取替工事

【委員】

入札者は1者のみであり、その理由はポンプが特殊なのでこの業者しか調達できないということなのか。

【事務局】

受注可能な業者は3者おり、一定の競争性が確保できると判断しておりましたが、最終的に応札したのは 1 者のみでした。工事の特殊性、特に深井戸ポンプの設置における技術的な難しさや専門的な施設・設備が必要であり、資格を持たない業者では清掃・しゅんせつ作業を下請けに出す必要があったため、全工程を自社で実施できる専門業者である「さく井工事」の資格を持つ業者に限定して発注した結果、1 者の応札となりました。

【委員】

井戸のポンプ工事は、専門業者 3 社が大体受注しているのか。入札に参加してくる業者も 3 社しかないのか。

【事務局】

メインの工事が井戸のポンプの取りかえ、井戸の土砂をくみ上げるしゅんせつ、新しく井戸を掘るような工事のときは、「さく井工事」で発注します。建築工事に付随する場合は下請として入る場合も

あります。大体、長崎市で井戸のポンプ工事をやる場合は、この3社が行っています。

【委員】

高い金額で応札していないので問題ないかと思う。入札に参加を想定される業者数が3社ぐらいの案件が、たくさんあるとしたら、同じ業者が交互に落札を行う状況が常態化する可能性があるため、その点に注意が必要である。

【委員】

入札価格が92.36%とやや高めであり、常に92%台という狭い範囲で落札するよう少ない専門業者が、不正行為を働く恐れがあるのではないかという疑念もある。

【事務局】

このさく井工事が、定期的に出るものではなく、先ほどの説明のとおり、今回も何年ぶりに発注したような工事なので、言われるような状況は出てきにくいものと思っています。

(8)端島炭坑跡護岸施設補強工事(その4)

【委員】

1者入札、かつ落札率も高いため、適切な競争が行われたのか疑問が残るため、これが今回特殊な事情だったのか確認したく、(その1)から(その3)がどんな状態状況だったのか教えて欲しい

【事務局】

その1の工事が、落札率が92.1%、その2の工事が落札率99.9%。その3の工事が落札率100%です。

【委員】

その1からその3の受注状況、入札、受注状況について説明してください。

【事務局】

その1の工事がA社、その2の工事がB社、その3の工事がA社とB社のJVです。

【委員】

落札率が高いのは、工事の特殊性から仕方ない部分もあるが、その2以降で同じ業者による受注が続いており、競争性が働いていないことが問題である。

また、入札に参加する業者数や競争の状況について気になっており、特に工事を行える業者がどれだけいるのか、その中で何社が入札に参加しているのか教えて欲しい。

【事務局】

その1の工事が、入札者数が2社、その2の工事が、入札者数が1社、その3の工事が、入札者数が1社、端島という特殊な場所なので、業者にも聞き取りを行ったところ、船などの手配が難しいということで、敬遠される業者が多いと感じています。ただ海洋土木事業者自体は数とすれば、十分いるのですが、多くの業者が同様に考えられていて、入札に参加してもらえていないと思っています。

【委員】

予定価格の妥当性や国の補助による制約など様々な問題があると思う。現在は、A社とB社が経験を積んでいるため繰返し受注できているのであろうが、入札参加者が少なく、1回目は最低制限価格をやや上回ったが以降は予定価格どおりの受注が続いている。海洋土木事業者が一定数いる中で、参加の呼びかけ等も含めできるだけ競争性を高める方向で努力してほしい。

【事務局】

端島の護岸工事のその1とその2は、応募者は 9 社でしたが、現場状況により辞退する業者があり、最終的に入札したのは 2 社または 1 社になっています。

その3からは、競争性を高めるために工事の規模を大きくするなどの工夫をしたところですが。今も試行錯誤の段階ではあるが、今回のその 4 の結果を受け、今後もより多くの業者が参加できる入札になるかを、担当所属と今協議しながら進めているところです。

【委員】

もし今後もこういう状況が想定されるとすれば、やっぱり一般競争入札でなければならないのか。随意契約で少しでも安く落札してもらう努力ができないのか。

【事務局】

完全に特定の業者しかできないという理由がなく、他にも海洋土木事業者がいる中で、随意契約は難しいと考えているところです

【委員】

一般競争入札での発注を続ける限り、他の業者の入札がなく100%の落札が続いていくのではないのか。契約にあたっては、業者との価格交渉の余地はないのか

【事務局】

一般競争入札には、価格交渉の余地はありません。今のスタンスとしては、より競争性を広げるにはいかにすればいいかを検討しているところです。

【委員】

今後の工事につきましても、入札状況はどのようになっているのか事務局においてもフォローしながら、入札監視委員会にも、引き続きご説明をお願いしたい。

(1) 浜平 2 丁目(径150糎)配水管布設)工事

【委員】

入札参加者の承認者の 21 社に対して入札者が 5 社ということで、入札辞退が多かったけれども、同様の他の工事と比較をしてみたが、事業課の事案について、概ね 50%以上の入札参加がっており、この工事だけ極端に入札参加が少ない。

率にすると 23%ほどになっていたの、何でそんなに少なかったのか教えて欲しい。

【事務局】

この現場は一般的な開削工法での水道管布設工事ですが、狭い里道で既設管を撤去しつつ 150mm と 100mm の計 3 本の新設管を機械施工困難な条件で布設するため施工条件が厳しく、加えて建設業界の作業員の高齢化で人力施工の負担が増えたことで施工体制の確保や工程管理が難しくなり、その結果として応札を見送る業者が多かったと分析しています。

【委員】

現場の困難性ということで最終的には入札参加者が比率として少なかった。

ただ 5 社は入札しており、正当に一般競争入札として落札されているので、そこについては特に問題ないと思う。

(2) 西部下水処理場 NO.6 汚泥脱水着整備工事

C 社が随意契約で落札した案件で、C 社は、東京に本社がある会社の子会社であるが、特殊な工

事という事情から専門性により随意契約したことは理解している。しかし、同時期に一般競争入札案件も受注している。

他の地元企業も入札に参加していた状況で、その特定の企業ばかりが案件を獲得している状況に違和感がある。もちろんそれを排除する正当な理由がないことも重々承知している。事業課の見解を知りたい。

【事務局】

たまたま、時期が重なったということで、地元企業から落札機会を奪うのではないかという理由で入札に参加させないようにすることはできないと考えています。

この一般競争入札に関しても入札者数は十分確保されており、競争性も十分確保されていると考えています。

【委員】

随意契約の件に関しては、予定価格はどうやって決められたのか。

【事務局】

予定価格に関しましては、まず汎用品で、メーカー以外から見積が取れるものは、市内業者や資材業者に見積もり、それ以外のメーカー製の特殊部品等々に関しましては、メーカーから見積もりを取り、予定価格を算出しております。

【委員】

C社の97.01%になっているが、これはC社と話をして、この額に落ち着いたということか。

【事務局】

経費等につきましては、下水道標準歩掛表が公表されております。それを使って積算し入札をしています。

【事務局】

正確には見積もり合わせになります。

ただ、特殊部品等はメーカーの見積もりを使いつつも、他の汎用性のあるものは、公共の単価や、市内業者等の見積もりを使用して予定価格を作っています。

1者による随意契約のときは、工事発注するにあたって、予定価格非公表のうえ工事内容を示し、C社から見積もりをもらうという形になります。価格の形成時点で合意とか、交渉を行うわけではなく、こちらが適正と思う価格を積み上げて予定価格を作り、それに対してC社が工事費を見積もりということになります。

【委員】

C社が出している見積もりが全体の大部分を占めているため、結果的にC社の言い値になってしまう。このため、他社から類似の見積もりを取得し、妥当性を評価する必要がある。随契に関しても、同様の評価が重要である。

【委員】

C社の特殊な部品について、予定価格の算出においてC社のデータのみを使用することが適切か。他の県内業者も同様の技術を持っている可能性があるため、比較検討が必要だと考えるが、これまでそのような比較が行われていなかったのか。

【事務局】

そのような比較は特に、現在までやったことはありません。

【委員】

子会社、また、他都市の同メーカーと比較するという意味において、予定価格の積算に関して検討いただければと思うがいかがか。

【事務局】

設置機器が特殊品であるため、同等品による見積もりが取れるのか等の研究は必要と思いますので、そこは事業課も含めて、今後、研究をしていきたいと考えております。

2 指名停止について

「特に意見なし」

3 最低制限価格に係る応札率等分析及び他都市調査について

【委員】

すごくいいと思うが、ただ、(2)の対応するのであれば、(1)をする理由がよくわからない。

また、(2)の①と②の両方とも不等号のみでイコールが入ってないので、AとBの数と同じだったときどうするのかということを考えなければいけない。

【事務局】

対策として「発生を減らす」と、「発生した際にどうするのか」という2つの考え方を今回お示したという所です。

また、両方イコールになったときですけれども、どちらにも市場性があると判断されるので、両方に落札の可能性のある最大値の93%までを取るべきではないかと考えます

【委員】

市場性の話になると、A1者、B1者のときに本当にそれが判断できるのかは、少し議論が必要な気はする。基本的な考え方は特に異論はない。

(1)の案は、範囲を狭くしても効果が小さいと思う。93%に近い値が得られることがあるが、それはあくまで平均的な結果であり、大きな効果は期待できない。

もし、するのであれば、ランダム係数について、一様分布ではなく、平均的に低い結果を出す分布も選択肢として考えられる。

(2)の方法は従来の問題を大幅に減らせる可能性があり、有効と考えられる。

【委員】

(1)の範囲を92%から93%に狭めても、業者の行動が大きく変わるとは考えにくい。

(2)は、93%を超えた業者が多数であればその業者を採用するという多数決方式の考え方がいいと思う。

また、過去数年間の入札の発生率や金額についてのデータから、令和6年度までは、誤差の範囲内と考えられ、今の仕組みを変えない第3案という考え方もある。

しかし、令和7年度の上半期の発生率が高く、金額も大きいため、再評価が必要である。

そのため、令和7年度の全入札終了後にもう一度確認したい。

【委員】

「誤差の範囲内だから問題ない」という見解に対して疑問がある。2%ほどの発生率でも金額にすると1,000万円を超えており、比較的小規模な工事が1件できる金額になる。そのため、できる限

り減らす努力をすべきだと思う。今回の市の検討内容を踏まえ、減らす方向で努力する方が良いと思う。

【委員】

本日は事務局案を出していただいたが、欠席している委員の意見も聞いた上で、事務局で再度検討し、次回の会議で方向性を示してもらいたい。来年度からの実施が可能かどうかは別として、少額であっても財政が厳しい中で負担を減らす方向を検討すべきだという意見に賛成である。

ただし、実施するには技術的な問題もあるため、引き続き事務局で検討を進めていくべきだと思うことで、本日はこのようなまとめをしたい。

【事務局】

次回の第3回入札監視委員会は、例年2月ぐらいに開催する予定ですが、第3回の委員会では、今年度の長崎市入札監視委員会のまとめをさせていただきたいと思っています。報告書案については、委員長と事務局で協議させていただいて、第3回の委員会で案を提示させていただきたいと考えております。

併せて、最後にお示しした別冊資料に関する内容は、委員の皆さんに今日お示しをしたばかりなので、必要に応じてご意見をお聞きして、その報告書の内容を作り上げて、その上で委員長との調整をしたいと思っています。